

○八木(一)委員 総務長官は遠慮なさいますして時間の節約上あまり申されませんでしたけれども、これは私の考えておりましたことと、総務長官並びに政府関係者の考えておられることが一致した状態において、同じ気持ちで強力に推進していかねければならぬ問題だと思ひますので、私の見解を要約して、ただいま御質問申し上げましたことについて申し上げてみたいと思ひます。

同和問題についてはいろいろの学説がございますが、そこで一番集中して定説になっているものが述べているように、この問題は徳川時代に始まった身分的差別という問題、身分的な階級制度という問題から発足をしていることは明らかであります。徳川時代においては、おもな生産担当者でございませう農業をやる人々、そういう人々たちから、そのときの支配者でございませう武士階級が経済的に取奪をいたしまして、その財政的な、物質的な根拠のもとに武士政権を永続化したいというところから始まったところでありませう。百姓は食わしむべからず、飢えしむべからずということばで象徴されているように、生産階級である農民を極度のぎりぎりまでしぼり取るということが、徳川時代の政治の一番の重点でありました。それを実行するときに、一生懸命つくった米をほとんど取奪をするということになれば、それに対する農民の反抗が起こる。それを押えていかないと徳川幕府が続いていかない、武士階級の権力が続いていかないということ、それを押えるために故意に身分制をつくって、武士階級を第一に置き、農民階級を国の宝だとして第二番目に置き、そして大工、左官その他建築に関係しておる人々を三番目に置き、それから商売をしておる人を四番目に置く。さらに故意に職多、非人という身分制をつくって、農民が権力者の次に高いものだというやうな名譽を与えた。国の宝であるからという名譽を与えて、そのかわりに経済的にしぼり取るということから始まった制度であります。そしてまたそういうふうな国民階級を身分的に分けることによって、権力者である武士が非常に横暴をするこ

とについて一致して立ち上ることを防ぐために、国民をかく身分階層に分けたわけでありませう。そのようなことから発足をして、人為的に徳川幕府の政權を維持するためにつくったその身分制から始まっているわけでありませう。最初はそういうことについておかしなことだとされておりました。百年、百五十年たつとそれが生まれつきのやういものであるやうに国民が誤認をいたしまして、そして国民の中に抜きがたい差別觀念を植えて、その結果として明治の時代になって、明治四年に太政官布告を出して国民は平等であるという状態をつくりました。つくりましたけれども、そのやり方がはなはだ不徹底でございませう。大名と貴族、公家階級には爵位を与えました。武士階級は士族という名前を残しました。それ以外の国民は平民ということになりましたけれども、そのときに太政官布告で職多、非人も平民と同様に扱うという、いわゆる解放令ができたわけでありませう。觀念的に平等にしたやうに見えますけれども、そのやうな公侯伯子男、士族という階級があれば、それが尊い階級である、また前から残した位階勲等がそのまま続けば、その人たちは尊敬さるべき人たちであるというやうな誤った思想が濃厚に残りました。人の上に人があるという思想が残ったわけでありませう。それは裏返して言へば、人の下に人があるということになります。貴族があれば職多ありという問題が残ったことになるわけでありませう。したがって、明治改革は非常に不徹底で、前のいられない身分的差別觀念を国民全体に濃厚に残したまま、明治の時代も大正の時代も昭和の時代も進んできたわけでありませう。

その次に経済的な点については、明治の政府は徳川時代よりもはるかに悪いやり方をとりました。工に当たる人たちは仕事があふて発展する。商に当たる人たちは資本主義の興隆期を迎えて大いに発展をいたしました。農に当たる人々も、武士の米を取り上げるやうなワケがはずれましたから、地主、小作のおおのその中に寒人と苦し

い人がありましたけれども、しかし武士から取奪される部分がなくなっただけは楽になりました。そして武士のほうはどうかといへば、これは士族哀話といふやうな小説その他に載っておりますけれども、実際には手厚い措置を施されました。いわゆる官軍側は高級公務員に非常にたくさん登用されました。いわゆる幕府側は下級公務員にたくさん登用されました。したがって、安定したやうな職業につく人が大部分でありました。それとともに、武士階級が俸祿がなくなつたことに對して、その当時で合計二億一千万円の秩祿公債を発行いたしております。その金はいまの貨幣価値で、卸売り物価で換算をして二千七百億円、小売り物価では五千億円くらいの換算になります。しかも、そのお金をもとにして年三分で計算すれば、実に百七十兆くらい、年八分のあのときの公債の利息で換算すれば、これはとてもつよい天文学的な数字に達するやうな金額になります。数字の少ない武士階級には秩祿公債ということで経済的な発展のものと与えました。農民となるために開墾適地を優先的に与えた。それを補助をして大農になるやうな道を開きました。しかしながら部落の人たちにはそれと逆に、徳川時代にはそのやうな身分的差別をしておりました反面には、経済的なある程度の特権がございました。その特権を明治政府は全部取り上げました。たとえば、斂

獸処理権等の特権を取り上げたわけでありませう。そして職業が自由になりましたから、おもに皮革関係の仕事をしておつた同和地区の人の特別な仕事になりまして、労働者あるいは勤労者として立つとすれば差別が濃厚でございませうから、官公吏はもちろん、普通の会社でもそれを雇用いたしません。労働者として立つ道がございませう。農民として立つとすれば、明治初年の農地改革は農村に住んでいる同和地区の住民に一寸の土地も分け与えなかつたわけでありませう。また、小作権も与えなかつた。その後非常な努力をして、わずかな条件の悪い小作権は何十年の間に少し確保して

おりますけれども、初頭においては小作農にもおれない、手伝いの農業労働者、不安定なやうな状況しかでございませう。商売をしようとしても、町の中で土地を売つてくれない、貸してくれない。家を売つてくれない、家を貸してくれないから、そのやうなところで商工業を営むことができない。労働者としても中小小工業者としても農漁民としても立つことのできない状態に置いて、しかも前になつた徴税の義務、徴兵の義務を課しました。貧乏でありませうから、いろいろな土地の税金やあるいは所得税のやうなもののかからないけれども、いまでも自分でも醸造してどぶろくをつくつておつたのが、税金のかかる酒を飲まなければならぬということになるわけでありませう。そういう点で納税をする義務を負つた。そして働き盛りのときに兵隊に引っぱられる義務を負つた。明治政府は徳川時代よりも経済的にははるかに圧迫する方法をとりました。

その結果、その身分差別から出た貧乏が加速度的に増大をしてまいりました。明治から大正にかけての資本主義興隆期は、このやうな半永久失業群があることが、低賃金で取奪をしながら資本主義を伸ばすのに好都合でございませうから、明治、大正においてはその対処は行われませんでした。その後、そのやうな状況で差別と貧困が極度に達したときに富山県から米騒動が起こりました。これは一般の農民の家庭の婦人から始まつた運動でございませうけれども、一番米価の値上りについて苦しい立場にある関西、関西の中の特に部落の同胞にそれが急速に波及をしてあの米騒動に発展をいたしましたわけでありませう。そのやうな状態をとって政府はびっくりして、いまでも怠けておつたことについていろいろの対策を立て始めようといひました。そして、それを契機として全国的に、いかに政府が何をやつてくれないかというところ、国民が差別をすること、極端の貧困にあえいでいることがもとで、いわゆる水平社運

動が起り、糾弾闘争が發展をいたしました。その後、そのような糾弾闘争は表向きの差別を国民がすることを抑制することにおいて役に立ちましたけれども、裏ではその差別概念はひとつも消えないという状態で、裏の差別は続きました。貧困はあくまでも続きました。

それに対してその後、そのような差別の言辭を弄するものもをただしました。たとえば、部落の同和地区が衛生的な環境が悪い、その子供が学校にあまり出てこない、トラホームが多い、そういうことが差別の言辭を弄したもとなつていくという言辭を發見する。そのようなまに放置をして自治体はどうしている。市町村や府県にそういうことを直す行政の責任があるというような要求が起りました。そのように市町村、府県に対してそういう要求が起り、いろいろな運動が起りました。政府のほうが対処しました。やり方も、この大東亜戦争の前後になつてそれを中止いたしました。そして戦後を迎えたわけでありました。

戦後を迎えて、民主主義の時代になりました。当然解決されなければならないのに依然として解決されておられません。戦後の農地解放は、小作権を持つてゐる者に自作農創設というやり方で、農地の解放をいたしました。農村についている部落の人たちは、この明治から大正について数十年の間に一生懸命農業手伝い人として働いた。まじめに働くからというところで恩恵的に一反歩二反歩、山の陰で一番条件の悪いところ、川のそばで作物が流れるところ、そういうところをやつと分けてもらつて、二反か三反の小作権を何十年の間に確保しておりましたから、幾分の小作権を持つておりましたけれども、一般の農村の人たちのように多くの小作権を持つておられませんでした。したがつて、戦後の農地解放は非常にいいやり方ではなかったけれども、少なくとも農村地帯の同和地区の人々にはごくわずかしが均てんしておられないわけでありました。しかも、戦後においては、政府のほうが始めかけておりましたことを、進駐軍の

行政下にあつて、この歴史的な背景を知らない進駐軍が、ただ形式的平等をとつて、国民の一部に対して特別な措置をすることはおもしろくないというような、現状を、歴史を一つも知らない進駐軍のため、前にとられようとしていたものがストップになりました。ところが、独立後日本のほんとうの政治がよみがえつてまいりました。そこで、その歴史的な背景に基づいて、非常な貧困、たとえば、生活保護については、全国各地の平均の三倍近くある失対労働者の中で、関西以西においては、たとえば私の居住している奈良県においては、八割までが部落の人である。そのように、生活保護の率、あるいは失対労働者として働いてゐる人の数、あるいはまた、兵庫縣等にある、いわゆる臨時工、社外工の問題、その人たちがほとんど部落の出身の人であるというような現状から見て、その当時、長欠児童、未就学児童の大部分が、関西以西においては部落の子供たちであるという状況がありました。そういう状況をもとにいろいろの要請あるいは運動が始まつたわけでありました。国会においても、その要請を受けていろいろな討議が行なわれました。内閣や各省においても、ほつとほつとこの問題に対して対処が始められました。そこでいろいろな討議が行なわれ、まず、その当時行なわれた問題は、環境改善にちよつと手がつけられております。同和教育にちよつと手がつけられております。しかし、それでは全体の問題を解決することはできない。観念的に差別がなくならなかつたもののように見えても、いまの民主主義の時代でも、子供は純真になつていても、子供はある程度に達すると、大人が、あそこの子供とはあまりつき合はないというふうなことを言つて、依然として観念的な差別が残つてゐる。そういう貧乏と貧困の実態があり、それがだんだん拡大して行くという状態にございました。でございいますから、環境改善は、同和教育だけでは問題が足りない。明治以後の、労働者として、農民として、漁民として、中小企業者として成り立たせなかつた問題、それを根本的に解決すること

が大きな柱でなければならぬということになつたわけでありました。同和地区の人が、労働者として、臨時工、社外工というふうな状態ではなしに、ほんとうに自分の能力に従つて働ける場所へどんどん行けるようにする。小さな農業でも、小さな工業でも、漁業でも、成り立つようになさなければならぬ。貧困からできた環境の中で住宅は猛烈に悪い。これを直していかなければならぬし、環境も直していかなければならぬ。そういうふうな問題になつたわけでありました。

そこで、昭和三十三年に衆議院の社会労働委員会がこの問題が取り上げられました。岸内閣総理大臣と質問者との討議において、總括的に内閣と国会との約束、国会を通じての国民との約束として、問題の整理と約束が行なわれたわけでありました。その問題は、そういう歴史的な背景を全部討議して、その背景の中で、部落の人たちのいまの貧困と貧乏と差別は一切その人たちの責任ではない、徳川時代以来のすべての政府の責任である、この問題の解決は全国民の責任であり、具体的にあらゆる内閣の、すべての政府の責任である、いかなる政党が内閣を編成しようとも、何びとが総理大臣になろうとも、これに対しては全面的に急速に対処しなければならぬ、そのことが一つ確認されました。その中で、部落の人たちの一切の責任ではないというところは、いま貧困であり、いま貧乏であり、差別が消えないということ、は、何十年もスタートをおくらせた政府の行政の責任であるということが確認されたわけでありました。したがつて、すべての面において、それを取り返す強力な措置をすることが政府の責任であり、国民の責任であるということが明確にそこで約束されました。その問題を進めるにあつて、政党の利己心など一切出してはならない、あらゆる政党が協力してそれを進めていかなければならない。具体的には、いまわかつてゐる有効な制度を、予算を惜しまずにどんどんやつていくとともに、総合的な審議会をつくつて、そこで結論をつくつたことは一瞬の遅滞も許さず、即時、

全面的に、急速に実行していく。それについての予算などは一文も惜しんでではない。そういうことについては、国会を通じて岸内閣総理大臣と国民との約束になつたわけでありました。その問題をもとにして同和对策審議会ができ、その審議会に対して諮問をされたのは池田内閣であります。その答申を受けられたのは佐藤内閣であります。そういう経過がございいますから、同和对策審議会の答申について、それをびた一文でも値切つたり、その要項を削除したり、そこに書いてあるものを遅滞をさせたりというところは、このような、憲法のあらゆる条項に係るものではない。国会と政府の約束したことの違反になるわけでありました。ところが、その同和对策の答申が出ました。それについて、佐藤内閣総理大臣は、衆議院の本会議なり予算委員会なりで、これを完全に急速に尊重することをしつぱし積極的に約束になりました。そのうちの中心的な課題でございいます同和对策特別措置法についても、昭和四十一年において、その国会で成立させたい、四十二年において成立させたい、そのような十二分の内容を持つたものをその国会で成立させたいという御答申があつたわけでありました。しかしながら、残念ながら、四十一年はILOの問題と祝日法の問題が一つのブレイキになつて、その実現を見ませんでした。四十二年は、健康保険特別法がさらには一つの要因になつて、その実現を見ませんでした。三年たつた今日、何が何でも同和对策特別措置法について十二分な内容を持つたものを急速に提出していただいて、これを成立させなければならぬ状態であります。

ところで、この前の予算委員会においては、総理大臣と田中総務長官に質問をいたしました。総理大臣はその意思を明確に示してくださいましたし、できるだけ同和对策審議会の答申を得てやりたいということを言われました。田中総務長官は、総理大臣より幾ぶん濃厚に同和对策協議会の答申に重点を置いて、同じような答申をされませんでした。元来、同和对策協議会というものは、社会保

障制度審議会や社会保険審議会のように政府を縛る協議会ではございません。その答申を得なければ政府はもたないという法律規定はないわけでありまして。しかも、四十一年の総理大臣と安井総務長官のときには、この同和对策特別措置法を出すことについて、総理府の中の同和对策協議会に聞いてからという話は一切なかったわけでありまして。塚原総務長官の時代においては、同和对策協議会にはからなければ出ないということもありませんでした。田中さんの時代になってから、ぜひ同和对策協議会の答申を得てやりたいということ、これを強調されたわけでありまして。その点について、以前からの内閣と相当にはなだしく抵触があるわけではございませんけれども、しかし、同和对策協議会というものが、五カ年計画の実地調査その他については一生懸命やっておられる実績もございまして、法律の審議がおくれているけれども、それを政府が急速に促進して、そして間に合うならば、同和对策協議会の意見を尊重して出すことはいいけれども、それが間に合わない場合には、同和对策協議会の答申がなくても十二分のもので政府が出すということについて総理大臣のお約束をいただいたわけでありまして。

同和对策協議会は、三月三十日にその答申を出しました。したがって、総理大臣のお約束によれば、これに關係なしにもっと前に出てこなければならぬ。総務長官の強い熱望によっても、三月三十日にこの答申が出た以上、四月の二日ぐらいに同和对策特別措置法の内閣案が出てこなければならぬ状態でございます。おくれしていた事情はわかりますけれども、同和对策特別措置法案の政府案について、近日中に必ず十二分のもので出すという御答申があらうと思いますが、その点について、田中総務長官の前向きな積極的な、明確な御答申をいただきたいと思ひます。

○田中総務大臣 八木委員から詳細にわたりましてのお話を承ったわけでございます。私は先般の予算委員会の際にも申し上げましたこと、われわれはこの同和对策問題というものがそれだけ根の

深い問題であり、また日本の社会に根づく一つの病根とも申すべきもので、これに對してはわれわれはほんとうに真剣に取り組んでまいらなくてはならない。そのためにはやはり慎重な配慮もいたし、また研究、検討も遂げなければならぬ。かような意味合いにおきまして、ただいま八木先生がおっしゃいました審議会の答申をたわけてございまして。そうしてその審議会の答申によりまして同和对策協議会を政府に置くということ、それから法律をつくらう、こういう結論に相なりまして、それを受けてこの同和对策協議会が四十一年の四月に発足をいたしましたのでござい

ます。以来協議会といたしましては、ほんとうにまじめにこれと取り組まれました。總會を開くこと十三回、また部会を開くこと三十三回に及びまして、それで前期五カ年、後期五カ年という計画のもとに、その詳細な環境の問題あるいはまた教育、社会的地位の問題あるいは経済問題と取り組まれて、ただいま実態調査、研究をしておられるような次第でございます。

なお、予算委員会のお話にもお話を申しましたが、この協議会におきまして十分研究をしていただいて、そしてそれに基づいて法制化をいたしたい、のみならずまたただいま八木先生のおっしゃいましたように、われわれはこの問題は一自民党でもなければ、一社会党でもない、これはほんとうに超党派的に各派がよくこの問題を理解し、協力をしていかなければならぬということから、ぜひひとつ八木先生におかれましては我が党の關係者とも御協議をいただきたい、こういうようなことを申しした次第でございます。それで承りますれば、野党三党におかれましては、これにつきましてお話を進められ、さらにまたわが党に對しても国会対策を通じてお申し入れになっておられるということをお承りしておるものでございまして、自由民主党におきましては、数日前にこの同和对策特別委員会、社会部会、内閣部会、三部会の合同の審議を真面目にいたしておりました、八

木先生のお申し入れに對しましても前向きで取り組んでおるような現状でございます。

なお、わが党の中におきましても、いろいろこれらにつきましては議論がございまして、いまだ結論的な最終的決定に立ち至っておりません。

なおまた、政府の場合におきましては、この同和对策協議会が、この中に法制部会というものを設けまして、その法制部会において検討いたしましたのでございまして、これがやはりいよいよ最終的な結論を得るに立ち至りません、中間報告的な法制部会としての一応の結論をお出しになったのでございまして。と申しますことは、同対協がこの三月三十日をもちまして一応任期が切れるものでございまして、その任期切れになりますまでの間に審議いたしました中間的なものを法制部会として御報告になり、それをなおまた中間報告として總會が受けておるのでございまして。かような次第で、いまの同対協におきまします法制部会におきましても、いまだ最終結論ということには相なっておりませんのでございまして。そうして私どもは、ただいま八木先生がお話になりましたように、この問題が非常に根の深い問題であり、同時にまたこれは觀念的な空論を申しましては話になりません。やはり実体的なもので、ほんとうに環境の恵まれない同和地区の環境の整備をし、これにまた予算を裏づけていく、あるいはまた地位の向上の問題にいたしまして、あるいはまた経済行為に對します御協力にいたしまして、口で言うのではなくてほんとうに血の通ったあたたかい気持ちでひとつ一つを究明に解決しなければならぬという性格のものでございまして。われわれはこれに對しましては、いわゆるおさなりの立法化をすればいいとは決して考えておらないのでございまして、十分検討を遂げられて、その成果をさらにまた法制化いたします場合におきましては、われわれのほうにいたしましては与野党がここに一致されましておきまして、法律をつくってまいりたい。私どもは前向きで考えております

と同時に、またできるものがおさなりなものであつてはならない、ほんとうにりっぱなものでありたいという念願のもとに今日進んでおりますことを中間ながら御報告を申し上げる次第でございます。

○三池委員長 八木委員に申し上げますが、質問の順序もあつてたいへん御迷惑だと思ひますけれども、木村官房長官がどうしても十一時半までには退出しなければならぬ用務を持っておりまして、できましますならば木村官房長官のほうに先に御質問願ひます。

○八木(一)委員 木村官房長官と田中総務長官の両方に御質問申し上げます。お時間の關係がありますから、これを管掌されているのは田中総務長官でございますが、御答申のほうには木村官房長官から時間内に先にいただきました。田中総務長官にはあとからゆくりいただきました。いま総務長官の御答申になったような情勢があるので、ぜひともその質問を申し上げなければならぬわけでありまして。

実は総理大臣は昭和四十一年、四十二年、四十三年にわたつて同和对策特別措置法について十二分な内容のものを早く成立させることを何回も明確に言っておられるわけですが、総理大臣なり自民党の總裁である方が、おさなりでなしに、あの速記録には文言しか出ておりませんけれども、そのときのことは調子から見ても、ぜひやりたい、やらなければならぬというほんとうの気持ちを含めて、答申をしておられるわけでありまして。しかしながら、総理大臣というものは非常にお忙しくて、大蔵省や総理府あるいは厚生省等、いろいろな官庁の事務担当の人に総理大臣が直接指令を出されることはありません。それからまた自民党の總裁でもおありでございますが、党内のことはよく存じませんが、自民党の一人一人の議員の方に自分の熱意を訴えられる機会もないと思ひます。ところがここ数年間、総理大臣は非常に熱意を持っておられる。残念ながらさういふ総理大臣の熱意をこの協議会の審議の過程でも大蔵省なり

自治省なりの、この問題のほんとうの背景を知らない紋切り型の、この省のいまの年度のことしか考えないような人たちにによっていろいろブレイキがかけられておる。内閣の一番頂点に立っている人の意思が、各省の問題を把握してない人のためにブレイキをかけられている。また衆議院議員、参議院議員、同じ国会で尊敬する人ばかりであります。自民党の先生方もりっぱな方ばかりでございませうけれども、この問題については地域差がある。北海道、青森地区の方はどんなに地域差が政治家であっても、現象がないからこの問題はぴんとこない。ぴんとこないから、そんな問題はあつていいだろうという意見が出がちであります。地域性があります。そういう問題を全部討議して、昭和三十三年以来国会の問題として約束している問題が、党内の一部の北海道や青森県の人からない人がそれに反対だと言言われても、やはり党内では形式的民主主義ですから、反対の一票になります。その問題を非常に熱心に、たとえば京都の方が言われても三重の方が言われても、これについてはやはり形式的に十二分に二十四時間も討議をしなれば、京都の人の一人の御意見は、それを知らない東北や北海道の人の三名の御意見よりは、党内では勢いが弱いということになつてしまふわけです。それが問題を停とんをさせているわけです。ですから、総理、総裁がほんとうに熱意を入れてやっていると、政の各部内全部に、またこれは党のことで申しわけございませうけれども、はたか申しますけれども、ものを動かす大政である自民党の中で、総裁のほんとうの熱意が各議員の皆さま方におわかりになれば、この問題は急速に解決がつくと思ふ。その問題について、田中長官はこの焦点以来入院されておられます。その点の制約もあり、総理大臣もお忙しい方だから、まだ直接にお会いになつておられないようであります。木村官房長官は職掌毎に総理にお会いにならなければなりません。そういう状態で総理の前からお約束になつた問題がこまできた。この焦点で踏み切らな

ればならないという点について、その事情を御説明になつて、総理の真意が政府なり、また官房長官から幹事長その他党の全体に浸透するようにしていただきたいと思つてあります。野党はもちろん社会党は全面的に推進をいたしたいと思つてあります。民社党も公明党もそういうお考えのようでございます。そういう浸透を急速にできれば即時にほんとうに解決する問題であります。特にこのことは明治百年であります。明治百年が一部の同僚に差別を加え、貧困をしておる。それまでに、去年までに死んだ人はいはれ取り返しがつきません。その差別に対する取り返しがつきません。貧乏に対する取り返しがつかない。いま生きておる、差別を受けておる貧乏な人、それを解決するためにはほんとうに急速にやらなければならぬわけでありませう。総理府の一部の人に観念的なへ理屈で中間ということを強調する役人があります。これは国民と国会を裏切るものであります。そういうようなへ理屈でそういうことにブレイキをかけてはいけません。以上

以上の点について官房長官はぜひ総理にこういう事態について総理の激励と努力と指導をやつてくださうということをお願いいたしたいと思ひます。しかし、これは本来田中総務長官の御任務であります。御病氣がもしよければ、木村官房長官より前に、また同時にでも田中総務長官がその点を言つていただきたいと思ひます。御病氣があまりから強く申しませうけれども、御病氣を押してでも、委員会に出てこれらるならば、ぜひ総理に会つてこれを推進していただきたいと思ひます。そういうことであります。特にいま中間という問題がブレイキになつておる。そこでさつきも申し上げましたのですが、総理大臣は、同和対策協議会の答申があらうとなかろうと、政府は今国会に間に合うように十二分な内容を持った同和対策特別措置法案を早期の時期に閣法として提出するということをお約束になつておるわけでありませう。ただ方法として同和対策協議会の意見を聞いてからやりたいということでもあります。同和対策協議会は三月三十日に答を出しているわけでありませう。この答が、どういうわけか非常にへんてこりんな答を出しております。この本文は法律部会の中間報告を了承し採択したとなつております。採択したのは総会でありませう。報告する段階は中間であつても、それは総会というほんとうの場において了承し採択したわけでございます。それから、その内容のこの法律事項は法律案にそのままだけるようなものであります。すでに問題は完備しているわけでありませう。そこに論議がちょつとあると総務長官言われました。その論議の内容は、これについては最低限全部賛成です。ただ不十分だからもつとよくしてくれという意見が全日本同和会、自民党と親しい同和地区の人の団体、それから部落解放同盟、あらゆる政党支持の方の入つておる同和問題の促進の団体、そこから出た意見が出ました。それはよりよくしたいための意見であつて、これは最低限としてこれをやらなくてはならないという意見じゃない。これは最低限でもつとよくしたいという意見であります。三月三十日に私は会長代理に会うためにその会場に参りました。その際に、たとえば全日本同和会の代表の方、そうしてまた部落解放同盟の代表の方とそこで会いました。その人々の意見は全部今国会でどうしても成立させなければならぬ、よくして成立させたいけれども、われわれの意見が通らなくても、最低限この問題はぜひとも今国会で成立させたいという気持ちであります。それをお役人の一部の変な人が、中間という名前になつておるから、これでやつていいのですかといつたようなくだらない解釈で、この三百年の問題、百年の問題、国会の十数年の問題がとめられておるとすればゆゆしい問題である。今国会で同和対策特別措置法が成立しなければ——国民は政府を信頼し、政治を信頼して、三年間ぎりぎりどうして早くできないかということであつておりました。三年をこえて来年になれ

ば、政府がどんなに熱意を持って、どんなに誠意を持って約束してもこたえてくれないものである。政治に不信を持つ。あえて自民党に不信を持つとは言ひませう。政治全体について不信を持ちます。そういう問題であります。それを実行するということについてはブレイキをかける役人がある。国民全体の総意に違反し、国会の決議に違反し、政府の決定に違反しておる。そのようなことを言うものが政府官僚に一人でもあれば、これは処分をしていただきたいと思ふ。そういう状態でありませう。中間ということでもし政府なりにブレイキをかける者が一人でもあれば、これは政府の意思に反するものである。その問題は、直ちにまた憲法の条章を推進することにブレイキをかけるものであるとして、これは処断をしていただきたいと思ひます。またわが党においてもそうございませうが、各党においても、もしそういう意見がある方については、その経緯を説明して理解していただいて、中間という文字にこだわらず、同和対策協議会の意見が出て、政府がこれを聞いてからやりたいという政府の約束の条件は整つた。しかも政府は、これがなくともあつても早い時期において国会に十二分なものを出すとすることを総理大臣が約束しておる。断じて政府も自民党もやつていかなければならぬ。野党も推進をしなればならぬ。そういうことをぜひ官房長官、総務長官が決意を持ってこれを推進していただきたいと思ひます。まず、官房長官の前向きな明確な決意を伺つておきたいと思ひます。○木村(後)國務大臣 大体は先ほど総務長官からお答えしたとおりであります。今回、同和対策協議会の意見が出てまいりました。私から総理にも御報告いたしました。総理はその内容をよく承知しております。そこで先般三月九日でしたか、予算委員会において佐藤総理と八木委員との間に質疑、それに対する総理の御答弁がございました。私もよく承知しております。ただ申し上げられる

ことは、現在依然として総理の考え方はその当時お答えいたしましたように「いま言われるようにできるだけ早く国会に出せとおっしゃる、これはもつともなことだと思ひます。」八木委員の御質問に対してこう答へられました。できるだけそういうふうな努力したい、そういう総理の考え方なり熱意は、この時点においても毛頭変わっておりません。ただ、国会へ提出いたしました、国会の御審議が非常に円滑にいくことが望ましい、そういう意味におきまして、ただいま承りますと与党、野党の間でこれに関する話し合いを進めておられる、こう承っておりますので、その結果を見て政府としては処置をいたしたい、こう考えております。

○八木(一)委員 総理のお気持ち、御答弁も大体けっこうなのですが、そこで心配なことをほんとうに申し上げておるわけです。党で御協議になることはけっこうであります。りっぱな政党でございますからけっこうでありますけれども、総理大臣はよく問題を御存じになって熱意がある。ところが、りっぱな政治家であつても——青森県を例に申し上げて恐縮であります、青森県にはいまのところ同和地区がありません。その方が党内のいろいろな機関のメンバーに入つてやられれば、どんなにりっぱな方でも実感がなければ、そんなものはあとでいいじゃないかということ言われるわけです。その方を非難するわけではあります。ですから、党で御協議になるのはいいのですけれども、そういう方が形式的に数が多ければ、党の諸機関では反対とか延期とか慎重論とか、そういういろいろな表現がありますけれども、そういうことになりましたときには、それは総理大臣として、党内では総裁として非常にお困りなる。また総理大臣が公約を実行できないということになる。国民の熱望は実行できないということになる。ですから、そういうことではないしに、総理は総裁でおられるのですから指導力を發揮して、そうやりたいのだ、これはこういうこととでやるべきなのだ、内閣が約束しておるのだと

いうことを総理がおっしゃつたならば、総理大臣は一党の総裁でございますから、現象が少なうたにあまり知らない方はそれについて御了承になると思ひます。ところがそうじゃないところ、形式的民主主義でやると、わからない人はそんなものはあとにしるというところになってしまふ。うなつたら党内へ戻すのは都合が悪いのではないかと思ひます。自由民主党内のこと申し上げて恐縮でございますが、政府部内においても同様のことがございます。ですから、総理のほんとうの決意と熱意を各官庁に浸透させていたいただき、そして与党のほうにも浸透させていたいただきたいというところであります。その役割りを総務長官にぜひ強力にお願ひをしたいと思います。総務長官は健康上の理由がございします。でございますから、総理と一番お会いになる機会の多い官房長官、与党との接触の多い官房長官が総務長官の御健康が回復されるまで御一緒に、回復されない間は、その病気をカバーして、官房長官の職を賸したような勢いでそれをやっていたいただきたい。これは総務長官に先に申し上げることでございします。官房長官は長時間がございしましたから、総務長官には失礼ですけれども官房長官に申し上げたわけでございます。その意味でひとつ全力的に、田中総務長官や木村官房長官がそれでやろうというところで根限り御努力になつたら、りっぱな影響力のある政治家でおられますからこれはまことと申す。そういう総理の意思を伝えたらまことと申す。その決意で職を賸してやっていたら、そういう御決意をひとつ官房長官から明確にしてい

ただきたいと思ひます。

○木村(俊)國務大臣 政府といたしましては、これは一地区の問題でなしに国の政策だという認識でおります。また同時に、これは超党派的に御取り扱いをお願いしたいという気持ちでおりますので、いま八木委員のいろいろおっしゃいましたことは骨に徹しまして、私なりの最善の努力をいたしたいと思います。

○八木(一)委員 私は忘れがちなので、官房長官

は絶対忘れられないと思ひますけれども、もう一回問題の焦点だけ申し上げておきますと、とにかく同和对策協議会の三月三十日出した意見の内容、これを最低ベースとして各党で、たとえば自由民主党が指導的にそれをよくされることは非常に喜ばしいことであります。それを最低ベースとして各党でよくされることはけっこうでございます。が、よくするために論議がかかるということで、いま提出をおくらせたら、会期の関係を考えますとこれは流産になります。それは絶対困るわけでありました。したがって、ほんとうに近日中にそれを出していただく。そしてそれまでにこれをよくする協議がととのわなかつたら、出てから委員会を通じ、国会を通じて各党でよくしたいと思ひます。これを最低ベースとして急速に出していただく、そして自民党を含めた各党から政府に要請があつたときには、政府は、できている、あつた出しますということにしたいでございます。そういう意味でございします。そういうことで官房長官、ひとつ強力に推進していただきたいと思ひます。御意見だけ伺つて、御用事があるそうでありますので、あと総務長官にお聞きしたいと思ひます。その前向きな御答弁をひとつ。

○木村(俊)國務大臣 先ほどお答えいたしました線に沿つて最善の努力をしたいと思つております。

○八木(一)委員 それでは官房長官よろしくございします。

今度は総務長官に御質問します。いま、総務長官に先に申し上げることを時間の関係上官房長官に申し上げて、その点は失礼だつたと思ひますが、お許しをいただきたいと思ひます。総務長官がまだ御病氣であるという事情も考えまして官房長官に一生懸命申し上げました。しかし、委員会には出ておいでになるので、かなり御健康も回復されたと思ひます。これは元來総務長官が御推進になることでございしますから、官房長官の倍あるいは三倍くらいの勢いで、いま官房長官に申し上げ

げておきましたそういうつもりで御推進をお願いいた。ぜひ総務長官からほんとうに前向きな、積極的な、職を賸してもそれをやってみせるという御決意を伺つておきたいと思ひます。

○田中總務大臣 総理がこの問題について非常に熱意のありますことは、これはもう御承知のとおりでございます。ことにただいまもおっしゃいました同和对策協議会が最初に発足するときは、まだ総理が幹事長時代に特につくれと言つて非常に推進をしたものでございします。その点はどうか決して他意のないことは御承知をお願いしたいと思ひます。

それから、八木先生もわれわれともどもに同和の問題についてはほんとうに御一緒にやつてまいりましたお互い同士でございますから、その点もよく御承知のとおりでございますが、しかし、何はともあれ、立法をいたしますにあたりまして、お役人のところで單獨に法律ができるものではございしません。これはこの前も御答弁のときに申し上げたように、われわれ政党内閣、与党と政府というものの関係から申しまして、立法にあたりましてはやはり党の政調会なども協議いたしまして進めてまいるわけでございます。さういふ意味から申しまして、先生方のほうで野党三派が国会対策を通じられまして党のほうにお申し出になり、ほんとうに超党派の形でもつて立法しようというふうなお話が進んでおりますことは、われわれとしても非常にやりやすい基礎ができるわけでございます。と同時にまた与党の意向というものがございしますから、それを無視して政府のほうでいまの答申だけを受けてかつてな法案もできない、このこともよく御承知のとおりでございます。党との関係を十分に調整いたしながらできるだけすみやかに前進をいたしたい、こういうふうにご承知をいたします。

○八木(一)委員 實際の問題として、團法をお出しになるときに、与党である自由民主党の各機関と御相談になる状態があることはわかつております。私はそれをあんまりとやかく言うような世の

中知らずではありません。しかしながら、法律的には政府は、野党はもちろんです、与党にも相談しないで提出する権限は十二分にお持ちになるわけです。国会で審議するのは法律のためです。事前にスムーズにいくように御相談になることはけっこうでございますけれども、それを……（早くやらないと間に合わない）と呼ぶ者あり）早くやらないと間に合いませんので、いまここにあられる与党の荒松先生、橋本先生、三池委員長をはじめみなさんの問題は賛成で推進していただけたらと思います。（拍手）ぜひ党内で急速に賛成になるように——政府が、やりたいのだ、ぜひ出しなさいという熱意を示されればと思っております。それから各党の論議は、先ほど官房長官に申し上げましたように、同和対策協議会の案は、とにかくこれについては全部意見が一致しているわけですから、これよりよくしたいという意見があるだけ、食べ違いでございます。ですからそれを最低ベースとして、できるだけよくして出す、そのことで時間をおくらせないで、必ずこの一週間くらいに間に合うようにしていただきたいと思います。時間が間に合わなかった場合はこの内閣委員会を通じてよくするというふうにしたかと思っております。

そういふ点で、総理府の総務長官は一番その中核におられるわけでございますから、ぜひやりたいのだ、各党会で政治生命をかけて、佐藤内閣の命をかけてやるのだ、そうおっしゃっていただければそれでいいと思っております。そういうふうによつていただく御決意をもう一つ伺わしておいていただきたいと思います。

○田中国務大臣 たいへん拍手も出ましたが、しかし簡単にいっていただけません。それは事実問題といまして……

いまの、御承知のとおり審議会が、一応の線は出してもらっておりますが、やはりこれにつきましましては法制局あるいは与党とも十分協議をいたしまして、そしてできるだけ御趣旨に沿うような推進を考慮したいと考えています。

○八木（一）委員 法制局の問題にお触れになりましたが、法制局長官はきょう要求したら出てきませんでした、けつこうです。

予算委員会の審議の中で二回、この問題の沿革や意義を法制局長官は質疑の過程で理解をいたしまして、これについてはいままでの法制上の慣習、書きにくいというふうなことを一切言わないでそれを書き越えて書きます、それから法制局の書くことについても、長官自体が執筆するような勢いで、政府の態度がきまられたら一日か二日ですべて見えますというところを言っております。そういう点はひとつよく確認をしていただきたいと思います。ですから与党が、たとえば同和対策協議会も、自由民主党としてこれに不十分だからこをよくしようというふうな態度だけ、そういう熊勢だけきめておけば、これはすばつといくわけです。そういう点で確信を持って進めていただきたいというところであります。もしそれが法制局がとやかく言いましたならば、法制局長官は重大な食言であります。書けませんとか、時間的にもつかかりますとか言えば、これは責任を持って国会で答弁をした法制局長官がそのとおりできないなら、そんな無能な国民を、国会をばかにした法制局長官は直ちにこれを罷免をしなければならぬ、またそれと同じような態度をとる法制局の他の幹部があれば、即時全部解職をしてやってもらわなければならないということになろうと思っております。その点についてひとつ決意を伺っておきたいと思っております。

○田中国務大臣 政党内閣でもありますので、与党と十分に協議をいたしまして……

○八木（一）委員 かなり時間を気にしまして、大きな声で各先生方の耳に騒音が入りましたことは、おわびを申し上げます。

いまの私の一生懸命な質疑をしておりますときに、与党はじめ各先生方に激励をしていただいて、ほんとうにありがたく存じているわけでありまして。特に法案が出ましたときには、当内閣委員会で御審議をいただく法律でございます。どうか

委員長はじめ各委員の方々が、この法案の提出促進と、それから法案が出ましてからの修正なり成立について、私より以上に熱意を持って当たっていただくことを鶴首しながら、委員長にその点お願いをいたしておきたいと思っております。できましたら委員長の御決意をひとつ……

では委員長、いまの首を縦に振っていただいたことを、そういう御決意において委員会の気持ちで代表されて示されたものと、私非常に喜びを持って理解したいと思っております。

○三池委員長 八木君にお答えいたします。御希望の点は十分に参酌いたしましたので、できるだけの尽力をいたします。

○八木（一）委員 どうもありがとうございます。それでは、あと残された時間でもっと技術的な点で申し上げてみたいと思っております。

実は、この協議会についての任期延長というものがございまして。この協議会の任務は、いままで同和対策協議会でできましたものを具体的に推進するため、その点についての各界の意見を集めて、これを推進する役割りじゃないかと思っております。協議会と審議会という名前が違いますが、審議会はほんとうに本則的な全体的なことをばかつかつと出すところである、協議会はそれを具体的に出し、また出ていったものをどんどん推進する、そういうことの役割りを示すものだと思っております。総務長官はそういうふうに理解をしておいでになりますか。

○田中国務大臣 審議会がまずございまして、その審議会の答申によりましてできました協議会でございます。八木先生も、ある段階におきましてはこれをひとつ行政協議会的な、委員会的なものにしたらいなというふうなことを漏らしたことも御記憶にあると存じますが、この協議会はお説のごとくに非常に具体的な問題について検討をいたしたつたあります。前期五カ年、後期五カ年、この前期の五カ年の中には環境整備の問題につきましても実態調査をいたしたつたございまして、それからまたその他教育あるいは社会的地位の問題、

経済行為の問題、こういうふうな問題について非常に真剣に取り組んでおります。今後、法制ができる場合におきましては、こういう具体的な措置法がやはりこの同和問題では基本にならなければならぬ問題だ、私はかように考えておりますが、その線に沿って協議会が非常に努力をいたしておりますことを、私はここに再度御報告を申し上げます。

○八木（一）委員 同和対策協議会が非常に熱意を持って当たられていることは私も承知をいたしております。私はこれに非常に熱中をしておりまして、熱意を持って当たっておられるといつても百点満点であるとはいえないと思っております。というのは協議会が最初のころは一月に一回ペースでした。一月に一回の総会では、ほんとうの事の本質に比べればスピードが鈍いと思っております。それから堀木会長は非常に熱意があらくなって、私非常に尊敬しております。しかし、おからだが弱かつたことで、堀木会長の御就任中にそのために総会が少し延びたこともあります。そういうやり方については協議会自体でおきめることであると思いますけれども、御病気のときには会長代理でどんどん推進できる、また一月一回の総会ということではなくて、この三月のような状態、あるいは総会にしようとする中の部会にしてもそういうふうになることを私は期待をいたしておるわけでありまして。

そこで、これが一回断絶をしておりますが、実質上継続になりますときに委員の構成は大体横すべりになるかどうか、そういう点についてちょっと伺っております。

○田中国務大臣 その人事の問題は私はまだ考えてもおりませんし、いまここで申し上げる限りではないと思っております。

○八木（一）委員 これが三月の三十一日までで決議をされたときには、任期延長の形ですから自動的に横すべりになるのではないかと、しかし私は私なりに想像をいたしております。しかし一

回断絶をしておりますから再任ということになりますので、実際にはそういうことにならうかと思ひますが、いろいろな御配慮をして政府のほうで委嘱をされることにならうというふうに考えます。これは希望でありませんが、非常に熱心な方が留任をされることを私は希望をしておきたいと思ひます。

この問題は複雑でございますから、人をかえればその問題を理解するまでに一年も二年もかかる、その人の勉強のために協議会の推進が求められるということであつてはいけなと思ひわけでありまふ。しかしながら協議会のメンバーでない方でも同じようにそういう協議会外で一生懸命推進される方をさらに加えることは別に差しつかへはないこととあります。協議会の委員の方の中に、二長期間出てこれない方もあつたかと思ひます。そういう問題についてはやはり総理府としては対処をされるべきであると思ひます。しかしまた非常に熱意を持って、病気で休みになったという方々には、ぜひ病気を回復されて続いてその仕事にお当たりになっていただくということが好ましいことだと私考えております。

そういう点で、これはきまつてから任命される問題でございますが、大体そういうふうなお気持ちで総務長官もお考えになっておられるのではないかとと思ひますが、明確でなくてけっこうでございますから、ひとつそれを差しつかへなければおっしゃつていただけたらと思ひます。

○田中国務大臣 まことに当を得た御意見を承りましてありがとうございます。でき得る限り貴意に沿ひまして善処いたしたいと思ひます。

○八木(一)委員 そこでぜひ私の要望を申し上げたいことは、同和対策協議会のときに同和地区、部落の出身の方をたくさん加えていただきたいという私どもの要望がございました。そしてその中で、同和対策協議会の法案にありますように、普通の法律と書き方が違つた状態でありまふ。普通では学識経験者という書き方のところを学識ある者及び経験ある者という書き方をしております

が、同和対策協議会設置法では、それは秋田さんと私が提案した法律でございますが、そこでは経験ある者並びに学識ある者というのには、問題の性質上、非常にほかのことではすばらしい学者であつてもこの問題はなかなか理解しにくい。したがつて、この問題の解決のために一生懸命身をきたた人がそれを一番よく知つてゐる。そしてそれを解決するためのよい意見を出し、よい把握をなされるということと、経験ある人並びに学識ある人というように順序を変えております。同和協会のその精神を受け継がれていくべきであらうと思ひます。そういう点で、そういう同和地区出身の方の委員が何人になるか知りませんが、委員なり専門委員の人数をふやすとか、また人をかえられるときにそういう趣旨を重んじて対処していただくように御要請を申し上げておきたいと思ひます。それについての意見を伺ひたいと思ひます。

○田中国務大臣 御要望のほどは十分に承つておきます。

○八木(一)委員 一番肝心なことを先に申し上げましたけれども、同和対策協議会というものは、いままでやつてこれたのは十カ年計画におもに力を入れておられました。これはそれでけっこうであると思ひます。ただ、同和対策特別措置法の問題については取り組み方がおそかつたので、そういうふうなことでいまちよつと不十分なような状態があります。今後は十カ年計画——もし同和対策特別措置法が政府の御決意の通りに提出されて、そして本院あるいは参議院の御可決を得てできましてときには、その次のすぐの仕事は十カ年計画の完成だろつと思ひます。十カ年計画について昭和四十四年度から本格的にやるとするならば、その予算編成の問題がございするから、五月、六月、七月という間に十二分の結論が出ないと本格的な発足がまたおくれることにならうと思ひます。そういう点でもこれが延長が許されましてときには、総理府のほうもその点の体制をつくることに総理府の立場で強い要請なり激励なり指導をされまして、その任務を十二分に時間をおくれずに果たされるように、そのように御指導、御要請になるというお気持ちがおありになつて思ふのですが、それについて……

○田中国務大臣 この同和の問題は、何と申しましてもやはり具体的な実のあることでなければならぬので、そういうことでいまお話しした各省の概算要求提出というところが非常に問題な時期でございまして、さういふ意味からやはり八木先生が五、六、七というところを特に重視なさつたことと思ひます。私はさういふふうな推測をいたしまして、ただいまの御意見はまことに妥当なものである、かように考えます。

○八木(一)委員 少し問題の観点を交へまして、この問題については他の委員と御一緒に私も一生懸命に政府に促進を要請し、政府も積極的に取組んでおられますが、地方自治体が非常に熱心につく組んでおられるわけでありまふ。その点についてひとつ各府県、各市町村の熱意に對してもぜひ総理府は受けてこたえられまして、同和対策特別措置法のいいものの早い成立、それから十カ年計画のよいものの早い完成、それから政府全体がほんとうにそれを尊重して予算編成に当たられるということについて、焦点に当たられる総務長官が全国民の要望、そして特に同和地区の方々の熱心なる要望、それを対処される地方自治体の熱心な要請にこたえて、そういう問題を總體的に熱心に御推進いただけるものと存じますけれども、どうかひとつ総務長官の御決意の強い御決意を伺ひたいと思ひます。

○田中国務大臣 この問題はいわゆる政治問題として観念的に把握すべき問題よりも、むしろたゞいま御主張になりましたように、現場の市町村長といふものが自治体の行政をいたしまして最もそこに重点がなければならぬ、こういう点は全く同感でございます。また法制化にあたりまして考へていかなければならぬ、かように考へております。

○八木(一)委員 問題を少しあつと先にした傾向があつて恐縮いたしておりますが、私の意見ですが、田中総務長官もほかの同僚議員の方々も同じようなお気持ちだろつと思ひますが、同和対策特別措置法ができて、それと同時に項目別、種目別の立法措置、法制措置が必要になつてくることであらうかと思ひます。そういう問題についても、政府も近い将来ひとつそれと積極的に取組んでいただく必要があらうと思ひます。また、同和対策協議会の任務もこの十カ年計画の早い予算編成期までに間に合わせることに、それからまた同和対策特別措置法が成立した上において具体的な項目別の特別な措置が必要であるということについて、これは協議してみなければならぬことについて、私は思ひますが、そういう任務についても深い理解を持って推進されると思ひますけれども、さういふ要請なり指導なり協力なりしていかれるべきであらうと思ひます。田中総務長官もさういふお考えであらうと思ひますが、さういふ点についての前向きな御答弁をひとついただきたと思ひます。

○田中国務大臣 それは全く同感でございます。私も、私どもは今後いろいろと党側とまた皆さま方と御相談いたさなければならぬと思ひますが、基本法というよりも、むしろさういふ項目別の問題のほうに私は具体的に重要である、かように考へます。

○八木(一)委員 いま田中総務長官は基本法と言われましてけれども、同和対策特別措置法であります。これは法律のいろいろな分け方があれですけれども、精神を持った、国の責務を持ったいろいろな大事な基本を書いた、そして具体的な問題を推進する根本の原動力をつくつたというふうな特別措置法が一つ草案としてできておるわけでありまふ。それを今度項目別に、家の問題をどうするかというところについて在来の法律をさらに進めるための特別法、あるいはまた金融の問題をどうするかというふうな問題、あるいは特別交付税の問題について、現行制度では十分ではないかというところ、いまの一般交付税、特別交付税のほかに

に同和対策の特別交付税をつくらなければならぬといふような問題等いろいろの問題があると思ひますが、そういう個別的な法律を十カ年計画を進めるにあつてさらに進めていく必要が出てくると思ひますので、そういう点については総理府は積極的に取組んでいただく、また協議会もそういう問題を扱っていただくように御指導、御要請をいただきたいと思ひわけでありまゝ。

時間がありませんで、総務長官の病院における食事の時間になりますからあと簡単にいたしますが、私は同和対策特別措置法の意義を私なりにこゝろをこめていたしております。十カ年計画がこれたのは残念だけれども、来年から本格的に発足する。そのために六月、七月、八月ごろから最初の来年度予算を組むときから十カ年計画がもとになつてやうな思ひます。同和対策特別措置法は車の片方の発動機であつて、国の責任をうたり、地方自治体の責任をうたりといふことでの問題に本格的に対処をする。またたとえば財政上、資金上のところで、同和地区のある府県は、あるところは多くて、また少ない府県もある。また市町村によつたら集中的にあるところがある、薄いところもある。したがつて一般的な超過負担の問題、行政を進めるについてブレイキになつていく超過負担の問題が特に同和地区においてはブレイキになる。そのブレイキになることを少なくするため、たとえば補助率をできるだけ高くしなければならぬとか、単価を実質単価へ合せて予算を組む必要があるとか、交付税について特別な配慮をする必要があるとか、そういう問題があるかと思ひわけでありまゝ。そういうことを不十分であります。また財政上、資金上の起債の問題なりあるいはまたそれに対する利子補給の問題といふところに出てくると思ひますが、そういう根拠が——ここに書いてございしますが、根源、抽象的な書き方でございします。それが一つ、たとえばこういう法律に基づいて大蔵省がそれならそれをやるために補

助率をどれだけ上げようかといふことの発動点になると思ひますので、昭和四十四年度の予算の発足の場合の、四十三年の予備折衝のときから同和対策特別措置法が非常に有効に果たす。政府、地方自治体の決意、その具体的な予算を組むといふことに非常に実質的な有効な発動点になる。そしてまた同和対策申も三年間法律がでないことは国民の政治に対する失望になり、不信になりといふことになるといふことから、ぜひとも今国会に成立をさせる必要がある。そして明治百年が、最初の九十九年間は差別が残つてゐる、貧困が残つてゐる百年であつたけれども、一番最後の百年目にそういう不合理なものはおもひとができた、したがつて、明治百年はそういう気の毒な国民にとつて汚辱の歴史であり、差別の歴史であり、ほんとうに困難な歴史であつたけれども、百年目のときには光がさした、全部が全部汚辱の日ではなかつたといふ年にするために、こゝしそのような同和対策特別措置法の今国会の成立、そして十カ年計画のこの七月くらいまでにおける完成、それによる予算の組み立ての推進といふことが本年において必要であるといふふうに私考をえてゐるわけでありまゝ。田中総務長官も同じお気持ちであらうと思ひますが、どうかそういうお気持ちで政府全体が、その核になつておられる田中総務長官が、御要請申し上げましたことすべてについて御推進いただくことを強力に心から御要請申し上げますとともに、内閣委員会の委員長はじめ先生方がこういうことについて質問に御協力をお願いする、また御援助をいただき、内閣委員長からそのような推進の御決意をいただいたことを非常に感謝をして、簡単にございしますが、私は質問を終わろうとするわけでございます。私の一生懸命申し上げましたことを——私などはどうでもけっこうでございますが、国民のために、そして大ぜいのそういう要望している方々のために、いま申し上げたことについて、非常に強力に職務を賭す勢いを持つてひとつやうにいたいただくことを一言、強力に全面的にやるといふお答えをいただいて質

問を終わりたいと思ひわけでございます。ぜひ前向きの御決意を伺いたしたいと思います。

○田中総務大臣 八木先生のおっしゃることはほんとにそのとおりでございます。今回出します法律が空理空論、観念論で終始してはいけないう、どうしてもやはり実体的な、たとえば特別に法律の助成をどうするとかなんとかといふふうなものが一番つぽであらう。それだからこそわれわれは苦心いたしたのでございます。

なおこれにつきましては、この法制化にあたりまして一番問題は、きんちやくのひもを握る大蔵省、これがやはり一番大きな焦点となりますので、またその際にはどうぞよろしく御協力のほどをお願いいたします。

○八木(二)委員 前向きな御答弁をいただいております。ただこれを最低線として、これ以上のものを必ず成立に間に合う早い時期にしてお出しただけ、これ以上にするためにいまの田中総務長官の御披露になつた御決意を加えていただくことは非常にうれしいと思ひますが、そのことによつて時間が絶対におくれないうちに、成立が流産にならないように促進をしていただきたいと思います。

なお、内閣総理大臣が、法案の提出について——名前を名ざして非常に恥ずかしうございしますが、八木一男の意見を聞いていいものを出すといふことを再三おっしゃつていただきました。私は、こういう切迫した時期でありますから、時間をおくらすようなむずかしい問題を提起する気持はございしません。しかしこの問題については、申し上げる時間は三十分でも一時間でも、こゝろいふにございましていただければさらによいのではないかとこのことを言ふ準備はいたしてございします。そのことで制約はいたしません。制約はいたしませんけれども、総理大臣のお気持ちを受けて、お約束をいただいたことについて私の一生懸命考えたことをぜひ聞いていただきたいと思います。それによつておくらすことは本意ではございませ

るので、これが少しくなつたものであつても、この委員会でもまた各党のもとによくされることを期待しておるわけでございますが、お出しになる直前にでも、この前にも御連絡をいただいて、私にも意見を言わしていただく機会をぜひつくつていただきたいと思います。そうしていただけたと思ひますが、最後の締めくくりで非常に熱心に御推進の決意を承らしていただいて非常に幸いです。どうかよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

○三池委員長 受田新吉君。

○受田委員 総務長官の御健康に御協力して差し上げて、長官にはごく簡単に、また同じく永末委員からもごく簡単に御尋ねして、予定時間にはお帰り願へるようにして、あとは事務局にお尋ねすることになります。

長官、私は、今度の設置法の改正にポイントとしてあげられてゐる沖繩事務所の権能に関する問題をお尋ねしたいと思ひます。

従来は沖繩の扱い方につきましては、単に南方連絡事務所という形で、米民政府との連絡事務を主たる仕事としておつたやうでございます。私もあそこへしばしば旅をして感じたことですが、特に沖繩の現地で、米大統領、国防省の直轄の代表者として高等弁務官が派遣されておる、それと日本政府から出ている現地の代表者の南方連絡事務所長とはどうも権能の上にバランスがとれていない。連絡事務所長のほうが低い地位にあつて、一々本省の指揮命令に従つて仕事をやるので、現地で解決する大事な問題でさえも一々指示を得るというところで、なまぬいといふことを感じ、一昨年及び昨年、私はこの南方連絡事務所の所長をせめて認証官である一級大使級の人物を配して、現地問題でなくて、さらにこゝで今度あげている日米琉の諮問委員会の執行の仕事を含む協議機関、ある意味における外交交渉をやることに今度なるわけですが、こういうことを前提とした南方連絡事務所長の地位をうんと高める提案を、私はもうすでにこの委員会でも外務大臣にも強く

要請をし、総務長官にも希望を付しておいたわけです。ところが、この法改正は私が願っているような方向へ一歩前進している。もちろん昨年の佐藤総理訪米を契機とした時の流れが作用しているものでありまして、沖縄の住民の皆さんの希望にこたえる意味の前進をしておる。同時にこの機会に、沖縄の祖国復帰を願う同胞の皆さんにも大きな希望を持たせる意味で——一々総務長官が、また外交事務に対しては外務大臣、二人の閣僚大臣がこれに指揮監督権を行使されるのでありますけれども、願わくば、ひとつこの機会に祖国復帰への熱意を持つ沖縄住民の同胞の希望にこたえる意味においても、より高度の政治性が発揮できる一級大使級の認証官を今度新しく設ける沖縄事務所長に任命する、このくらいの意気込みを持って当たってほしい。政治は生きものである。また、人間関係で政治の問題は解決するものである。単なる事務処理の責任者という意味よりも、もう少し、より高度の政治力を発揮できる地位を与える意味において、今度設けられる、権限が拡大強化された沖縄事務所長に大もの——単に名前やらからかうが大ものというのじゃなくして、実力を持つ大ものをひとつ任命せられ、その意味において、沖縄事務所長は認証官とするという、法律改正をするくらいの意気込みで、またそれに当てるのに行政職一の公使級の人だけをいままで振り当ててきたわけですが、指定職のポストを持つ人とか、願わくば認証官たる人をこれに振り当てるといふ意気込みを持ってこの問題の処理に当たってほしい。総務長官がその責任の衝に当たられる閣僚大臣でありますので、総理府の付属機関の長だから認証官はおかしいじゃないかという、そういう問題とは、これは違ひのようです。やはり付属機関の長であっても認証官になつてはならぬという意味のことはどこにもないのです。私は、そういう意味の政治的判断に基づく田中総務長官の決意を伺いたいと思います。

○田中中国務大臣 今回御案内のとおり、日本政府南方連絡事務所というような名称も変更いたし

まするが、すでに御承知だろうと存じますが、この長たる者は局長と同等の一等官でございます。いわゆる大使、公使となりますと、これは認証官でございますが、認証官とはいいたしません。が、いわゆる局長クラスの者であり、同時にまたこの役所が、総理府の所掌に属するいろいろな——本土との一体化の対米政府との交渉をいたすということからいたしまして、確かに公使のごとき、その責任者には相当の資格と地位を与えてまいりたい、かように考えております。

○受田委員 大使、公使は認証官である。ところが、公使の中には、認証官たる公使は二人しかいない。あとは名称公使である。したがって、いま沖縄に行つておられる高杉さんにしても名称公使といふ方がござります。オーストラリアの公使をされた方がやつておられます。その前の山本さんは、いまホルホルの総領事をやつておられる。この人も一等級の局長です。つまり指定職でない局長です。局長としては、むしろまだ地位の低い局長に当たると立場の方をあそこへ当てておられる。この意味においては、オーストラリアの公使をされたといわれても名称公使である、行政一の一等級の地位にある方がやられる。いまの高杉さんがごりつぱな方であるといふことはよく承知しておるけれども、同時にその地位を認証官、あるいは少なくとも指定職の地位にある人をこれに当てて、その地位を高めて——特に今度法律改正の中にはつきり書いてあるのです。従来の単なる連絡事務だけでなくして、米政府機関との協議、この事務は外交事務に属する、こう書いてある。こういう改正案が出ておる。したがって、総務長官の指揮監督を原則としては受け、同時に外務大臣の指揮監督を受ける。少なくとも一級大使級の認証官をもつて当てる。そしてひとつ総務長官、英断をふるわれるいいチャンスだと思ふのです。これはそれら長い期間じゃないのですから、沖縄の復興事務については、認証官をもつて当てるほどの日本政府は意気込みを示したという沖縄の同胞に対する愛情でもあるわけですね。こういう措置をとられる

ことは、高度の政治判断で、是が非でも実現してほしいものだ。英断ある発言を期待します。

○田中中国務大臣 御激励をいただきまして、まことにありがとうございます。一方におきまして、諮問委員会がございまして、諮問委員会のこれに対して南方連絡事務所のほうは、総理府の役所として、それで長たる所長は、外交官のあれを兼務いたしますけれども、主として総理府の仕事に属する一体化の問題を取り扱うわけでございます。お話しのような、認証官としての外交的な大使、公使ということには相なりませんので、その点は、御意見としてありがとうございます。おき

○受田委員 大臣、ここはちょっと考えていただかなければならぬのです。日米琉諮問委員会に日本から高杉公使が行つておられる。アメリカからも公使が行つておる。ワトソンに継ぐいまのアンガーという高等弁務官、これはいま申し上げたような国防省の直轄の、アメリカを代表する責任者、そういうふうな系列が分かれておる。諮問委員会に高杉さんが行つておるからいいじゃないかというわけじゃない、やはり沖縄の事務を処理する人は、諮問委員会とは別に今度は沖縄事務所長がやるわけですから、総務長官の職務代行者という形で認証官をもつて当てる、決してそれは総務長官の権限を逸脱するような愚かな者が行くわけじゃないですから、あなたの命令に従つて言うわけですからね。一方で主務大臣たる外務大臣が一人おる、外交事務も入るから、二人の指揮監督を受ける。それを一級大使とする、特に認証官とすることは、非常に意義が大きいと思ふのです。法律改正はそこへ重点を置くべきじゃないかと思ふ。それからもう一歩下がったとしても、行政職の一等級を乗り越えて、指定職の俸給を受ける待遇を受ける人をもつて当てる。一歩譲つてもそこまでは持つていかなければならぬ。まだ成果が出ておらないだらうけれども、私の提案しておるのは筋が通ると思ふのです。

○田中中国務大臣 いまの認証官の問題は、外交事務としてのこの南方連絡事務所の今後のあり方から申しまして、考慮を要するわけでありまして、指定職の御意見につきましては、確かに十分その点は検討いたしたいと存じます。

○受田委員 それだけにしておきます。

○三池委員長 永末英一君。

○永末委員 今度、南方連絡事務所を沖縄事務所に変えて、そうして従来連絡事務所をやつておつたものの上に協議事務をやる、このように御改正をなさろうとするわけですが、協議というのはいくらいいですか。

○田中中国務大臣 この南方連絡事務所は、外交交渉をいたすとは申しながら、いわゆる民政府に対していろいろならば、下部機構であります琉球政府といふものとの交渉もいたすといふような意味合いのものに、特に協議という字句が出ておるものと存じます。

○永末委員 提案されておる法律は、アメリカ政府の管轄に属するアメリカ政府機関と協議するといふことでは。琉球政府ですか、どつちですか。

○田中中国務大臣 ちょっと永末さん、いまの私の答弁はちょっと的がはずれておつたかも知れませんが、担当官からもう少し詳しく申し上げます。

○加藤説明員 お答えいたします。南連に今度能力として協議能力が付加されるわけでありまして、その協議と申しますのは、いままでは南連がアメリカ合衆国の政府機関との連絡ということではできたわけですが、合意を目標にした意見の交換といふことも、あるいはそういうような意味合いにおきまして南連がアメリカの機関と関係をしていくことはできなかったわけでございますが、今回そういう意味におきまして合意を目標とした意見の交渉ができるという、そういうところを協議という表現をもつて考えているわけでございます。

○永末委員 それで総務長官、先ほどあなたが琉球政府など、うそですね。協議というのには、アメ

リカ政府の沖縄における機関、すなわち高等弁務官と民政府、この二つでしよ、協議の相手方は。はっきりしておいてください。

○田中閣務大臣 そのとおりでございます。

○永末委員 そこでいまお話を承りますと、合意を目的としたと、こういうことですから、合意を目的とするためには、一番大きく言いますと、いままで政府の説明では、沖縄問題について外交ルートでやるもの、それから日米協議会、その下に技術委員会、それからこの沖縄事務所が行なう協議、三つもあるわけですね。もう一つは、新たに設置されようとしている諮問委員会の諮問委員が行なう助言や勧告、こういうものがある。一体沖縄事務所で行なう協議の内容というのは、これは総府設置法で事項が書いてございますが、何が合意の対象になるのですか。

○加藤説明員 お答えいたします。諮問委員会における三政府間の話し合いといいますが、そういうものは非常に制度的、抽象的といいますが、そういうようなものはおもにならうかと思ひます。南連事務所におきましてはそういう抽象的、制度的なものというよりもさらに具体的、個別的なもので、そういうものが対象になるというふうに考えております。

○永末委員 その協議される事項については、指揮監督権は外務大臣が持つ。総府長官は関係ないのですか。

○加藤説明員 協議そのものは、実は外交交渉の一部でございます。したがって、もともと外交交渉は総府設置法においては「外務省の所掌に属する事務を除く」というふうになっておりますので、従来から総府としてそういう外交交渉的なことはできなかったわけでございますが、したがって今回付加されました協議の能力も、本来の外務省の所掌事務の範囲に属するものと考えております。そういう意味におきまして外務大臣の指揮を受ける、こういうことになります。

○永末委員 総府設置法九条の一号から四号までというのがその内容だと思ひますが、従来

はそれで連絡は総府長官が報告を受けておったと思うんですね、指揮監督権は総府長官にある。ところがそれを協議という形でやれば、もう総府長官は知らぬ、当然の指揮監督権がないわけでありまして、協議ということになれば全然総府長官はその事項については知ることができないという形になるのですか。

○加藤説明員 私の申し上げましたのは外交交渉という面でございます。一般に外交交渉におきましても各省大臣のやる仕事の内容になるわけでございます。外務省の外交交渉権能といいますが、そういうものはテクニク的なものというふうに考えていいと思ひます。したがって、ここにおきます協議におきましても、そういうふうな外交交渉テクニクというふうに私は考えております。内容におきましては、総府の本来の仕事、今後重点的にやっていく一体化の問題等は総府の仕事でございますが、そういう仕事につきましても各省大臣が外務省と十分話し合った上で外交交渉を外務省にやってもらうというのと同じように、内容的には総府が十分外務省と相談した上で外交交渉をやってもらう、こういうことになります。

○永末委員 何か現在の南連事務所の権能を拡大したかのごとき宣伝をされておりますけれども、総府設置法九条に基づき事務というものは個々別々の事務であつて、いまあなたが使われたような外交交渉といふことはとわれわれが概念するより内容とは、だいぶ違つてゐるものと思ひます。もしそういうものであるとするならば、これは先ほど受田さんが言われたように、所長の身分というものは相当変わつてござるを得ない。もしいままでやつておつた事務が協議事項に入つてくるということが内容であるのなら、私はいままで総府長官のこの事項というのは、特に日本国民の身辺に關する具体的な事項の処理だと思ひます。いわゆる外交交渉というふうな問題では私はないと思ひます。その問題について、ストレートに総府長官の権限が及ばぬということとは、沖縄

事務所の権限が拡大したということよりは、むしろわが東京政府においてその事務所掌關係が複雑になつてよくわからぬ、こういうことに結果的になつてしまふんか。

○加藤説明員 お答えいたします。ただいまの点につきましては、従来どおり、やはり南連、今度沖縄事務所でございますが、そこでは連絡事務は当然あるわけでございます。だから、いままでの仕事はこれまでどおり続いているわけでございます。問題は沖縄現地におきましてアメリカの機関と合意を目標にした意見の交換ができる、そこで合意ができる可能性を持つておるといふ意味で、プラスの事務として考えているわけでございます。

○永末委員 高等弁務官府に対する協議事項と目されるものと、民政府に対する協議事項と目されるものと分けて一べん説明してください。

○加藤説明員 高等弁務官府と民政府は一体でございます。

○永末委員 民政府は高等弁務官の権限の中でここに沖縄の行政事務に關して任務権限を与えられてつづられた、これはアメリカの役所ですね。ところが高等弁務官は包括的な権限を持つておる、沖縄におけるアメリカの権限の源である。ところが御提案の趣旨によりますと、その二つに協議ができるというのですから、一体二つに協議ができるということになるならば、この法案を提案するにあつて高等弁務官とはどういふ協議をし、民政府とはどういふ協議をし得るのかという内容をはっきりしてもらわなければわれわれはわからぬ、こういうことになります。

○加藤説明員 それは高等弁務官のほうが格が上でございます。民政府の長と考えられる民政官は高等弁務官の下で仕事をしているわけでございますので、かりに協議をするといつたとしても、それぞれ内容によりまして高等弁務官と協議したほうがいいという、重要度によつてきまつてくると思ひます。しかし、いずれにいたしましても、原則的な、具体的な解決を要する事項であること

には間違いないというふうに考えております。

○永末委員 協議とこのわさるときはどうしますか。

○加藤説明員 もちろん現地におきまして協議がととなわなかつた場合には、東京におきまして日米の間で、場合によりまして日米協議委員会にかけて解決する、こういうことになります。またもちろんアメリカ、ワシントンにおいて日本の大使と國務長官との間で話し合いをするということも可能だと思ひます。

○永末委員 従来までは、合意に達すべき事項についてはどういふ手続をやつていましたか。

○加藤説明員 従来はただ単に連絡ということだけございましたので、日本政府としてはこういうことを考えているということ連絡するにとどまつたわけでございます。したがって、もし日本政府とアメリカ政府の關係で合意をする、こういうことになりましたと、やはり東京におきまして話し合ひ、あるいはワシントンにおいて話し合ひ、場合によれば日米協議委員会にかけて、そこで合意をする、こういうことになるだらうと思ひます。

○永末委員 この協議というのはいま伺ひましたら、その内容は、われわれの法律でいへば総府設置法しか準拠すべきところがない。お話の中では、何かそれ以上の外交交渉に關係するような事項もまた新しい沖縄事務所の所掌事項、協議事項としてあるかのごとき懸念を持たれるのです。そうじゃないのじゃないか。その事務というのは、わがほうの法律できまつて極限されている事項ではないか。そうでないと、一体すべての問題を沖縄事務所を通じて協議をするのですか。そうじゃないでしよ。先ほど申し上げたその他の各級の機関、ルートで沖縄問題については外交交渉をやるのでしよ。

○加藤説明員 最初に申し上げましたように、沖縄現地におきまして、現地的に日米で合意できる事項について協議をする、こういうことでござりますので、もちろんそこで合意できなかったこと

は東京なりワシントンでやるということになりますし、また事務の重要度によりましては、現地で協議をする段階に至らずに、東京、ワシントンで交渉した上で合意する、こういうことになると思ひます。

○永末委員 新たに諮問委員会ができればよいとおもいます。これは別途法案が出ておりますけれども、その中で諮問委員会というの一名政府の職員として任命するわけですが、補助員が必要だ、こういうことになっておる。ここで協議というのは、わがほうの諮問委員の補助員として沖繩事務所員を使つて、その過程においては協議しなくてはならぬことがあるので協議と入れたという憾測をした場合に、当たつていますかどうか。

○加藤説明員 諮問委員会の仕事と南連、今度の沖繩事務所の仕事というのは、先ほど申し上げましたように、一方は制度的、抽象的なものを討議して、アメリカ代表、琉球政府代表、日本政府代表の三者で討議して、そこで成案を得たものをアンガー高等弁務官に対して勧告または助言する、こういうことになります。したがつて、諮問委員会における仕事と、それから南連、今度の沖繩事務所でやる仕事とは、その重要度あるいは具体的であるかどうかという点によりまして、やや差がございますので、沖繩事務所で協議した結果を諮問委員会へというふうな関係ではなくて、沖繩事務所で協議することは、そこで合意が成立することを目的としていたわけでございます。また、また諮問委員会におきましては、そういうことと関係なしに三政府間でいろいろ討議する、こういうことになるわけでございます。

○永末委員 一つ聞いておきたいのですが、これは諮問委員会の方で聞かなくちゃならぬことではないけれども、ちょっと気にかかりますので……諮問委員に付加すべき補助員というのはいくらで出すのですか。

○加藤説明員 諮問委員の補助員といつたしましては、現在予算上参事官二名、調査官三名その他事務関係といつたしまして三名、合計八名がついて

おりますが、ただこの諮問委員会の委員の補佐をするその方々だけを独立して事務所に持つていくといつたしまして、いろいろ庶務的なロスもございまして、やはり人数が少ないうえ、南連事務所の職員という形に一応いたしておりますが、しかし、その方々は諮問委員会の補佐ということで、そちらの仕事をやつていただくことになっております。

○永末委員 最後のほうで言われた、南連事務所の所員が補助員を兼務するということですね、大臣は時間がないようでございますから一つ伺つておきたいのですが、要するに沖繩問題の解決のためには、日米間のルートをはつきりしておくことが必要だと思つておる。われわれの感覚からいいますと、ごちゃごちゃと、いろいろな、これでもできそう、これもできそうというふうな、あれやこれやのルートをつくりましては、かえつて問題を複雑にして責任の所在を分散させることになる。これはひとつあなたの在任中に、一体この機関は何をやるのだ、どこの機関はどこまでやるのだというをはつきりしてやらなければならぬ、これはおそろく、問題が出た場合に、一体どこの機関で処置するのか、沖繩民もまたわれわれもわからぬ、こういうことになると思つておる。この辺の処置のしかたをはつきりしていただきたい。ひとつ御意見を伺いたい。

○田中中国務大臣 それは行政を行ないます者の当然心がけなければならぬこととございまして、いまの権限、分限を明確にいたし——ことに、何でもできるというふうな可能性を残すようなことも場合によつてはございまして、いろいろふりふり、ことに諮問委員会対南方事務所といつたような権限につきましては、御意見に従ひましてさらに十分検討させていただきます。

○永末委員 総務長官あと一分時間でございますから何つておきたいのですが、われわれは昨年の佐藤・ジョンソン声明で沖繩返還がルートに乗つたとわが国内で聞かされてまいりました。私は最近アメリカへ参りまして、その方面の関係者といろいろな人と十分懇談をいたしました、なかなかもつて、佐藤さんがわが国会で言つておられるには彼らは理解していない。一例を申し上げてひとつ御意見を伺いたいのですが、もしこの共同声明にあらわれたように、本土との一体化、すなわち沖繩が本土に復帰する時期に際して一番少なくなるようにあらゆる施策を進めていくのだということがほんとうであるなら、B52の滞留もしくは常駐化をはかつて沖繩基地の拡大使用をやるというところは、私はこの共同声明の趣旨に反しておると思ふ。しかしながらアメリカ側は全然別の角度からこの使用を考えているわけである。しかし総理府総務長官としては、いろいろな経済的なあるいは社会的な、それぞれの個々の問題が本土と一体化される道をたどるべしというの、一つは問題でしようが、大きくは、沖繩の施政権をアメリカが保有している一番大きな意味合は、軍事基地の自由使用にあるわけでありまして、その点については、本土との一体化を進めるということであるならば、拡大した使用をしては困るということ、は、沖繩問題に対して一番の責任者であるあなた

の強硬な意見として出さるべき問題だと私は思ひます。この点についてのあなたの御意見を承つておきたい。

○田中中国務大臣 御案内のとおり、アジアの国際情勢もなかなか流動的でございます。佐藤・ジョンソン会談当時の一つの考え方に対して、あくまで目標はそれとありであり、それに向かつて邁進した過程におきまして、いろいろと波のあることもやむを得ないことだらうと存ずるのでございます。まあ何はともあれ、私も一日もすみやかに本土復帰ということをはたさむきに念願いたしまして、私は一体化の問題について邁進したい、かように覚悟をきめておる次第でございます。

○永末委員 私の質問にすなおにお答え願ひなかつたわけでございます。いずれまた、それらの

問題につきましては時期を改めて御質問いたします。きょうは終わります。

○三池委員長 受田新吉君。

○受田委員 外務省の政務次官はいつ来られますか。それから総務副長官には追つて来ていただいて、もう二十分ほど質問を続行させていただきます。

加藤さん、私は今度の法改正に関連する総理府の所掌……

○三池委員長 受田委員に申し上げます。外務政務次官は、いましばらくしたら、こつちへ見えるそでです、副長官はいまだ出たそでです、から、しばらくして……

○受田委員 わかりました。

加藤さん、南方連絡事務所のほかに、総理府に特選局があるわけですね。特別地域連絡局というのがあるわけですね。その所掌事務の中に、北方地域の範囲を定める政令に基づく地域があるわけなんです、どうも私、南方の中に北方を含めるのが特別委員会問題になつてきたわけですから、はつきりしておかなくてはならぬと思つておる。北方地域とはどの地域かという——ただ政治的な配慮という問題だけにあらわれて、すかつとしておかないことが、日本における政治の災いにもなるわけでございますが、この当該政令の中に総理府設置法三条二号に基づく北方地域とは、齒舞、色丹、国後、択捉「及び内閣総理大臣が定めるその他の北方の地域とする。」と、こうある。齒舞、色丹、国後、択捉というの、もう国民もよく理解をしておるわけでございますけれども、これだけでなくて、内閣総理大臣が定めるその他の地域というものが考えられる。これはもう別にソ連に配慮する必要も何もない。日本として内政処理をする上における必要の問題として、北方地域といふのは、厳密に言うならば、その他の総理大臣の定める地域というの、一体どこを予定しているのか。まだ総理大臣が指示をしておらぬようでございますが、これが指示ができない理由がある

るのか。あるいは想定した地域があるのか。これははっきりしたほうが私にはいいと思うのです。むしろささとしておるので問題が起るのです。この政令の定める北方地域の範囲をどう考えておられるか、御答弁を仰ぎたいと思います。

○加藤説明員 お答えいたします。

政令で定めております北方地域の範囲と申しますのは、総理府の所掌事務にかかわる地域でございます。総理府の所掌するものは一体何かということがあります。前掲だと思ひます。総理府の特連局の仕事は、本来わが国の領土でありながら現実的に日本の施政権が行使できない状態である、そういう地域につきまして内政的ないろいろな面をめぐり見る、こういうことでございます。この政令で定める北方地域というものは、やはり平和条約三条でわが国の領土として残っているけれども、施政権が現実には及んでいないという地域といふことになりますれば、南千島と考えられるわけでございます。

そこで、この政令におきまして歯舞、色丹、国後、択捉という南千島の代表的な島をあげているわけですが、及び内閣総理大臣が定めるその他の北方の地域、これは御指摘のように、まだそういう指定行為をしておりませんが、考え方としては、いまあげました島以外に島がございまして、一応そういうものを含めて地域の中に入れてもいいようになっていくわけでございますが、現実にはこの北方地域に属して総理府がやりましますことは、引き揚げられた方々に対する援助をどうしていくかという問題でございます。ここで厳格にこの範囲だということをいたす必要が具体的にないかというところだと思ひます。その点につきましては、引き揚げ者がこの島以外にないよう聞いておりますので、その限りにおいてはこれを特に指定する必要はないというふうに考えております。

○受田委員 これは、千島といえはその他の島までも含むんだが、総理府の考えている南千島という範囲は一体どこからどこまでなんです。地

図があるといふんだが、私のちょっと調べておる範囲内では、この四つの島のさらに北へ大きな島がまだ三つ、四つあるわけだ。そしてその周辺にも島があるわけだ。この四つの島だけじゃなくして付属の島がある。そういう島の名前くらいあけて——引き揚げる者がおらぬから、また漁民がいま来ておらぬからという意味でなくして、一応の予定される地域といふものがさだかでない、これは疑義が起るのです。だから総理大臣が指定する地域について、ほかにないのならない、ありまじきとすべきことを直せばいい。あいまいもこととした形で行政事務が行なわれているところと間違ひが起るのです。非常にごまかされる危険がある。これは外務省の内田参事官にお聞きしてもいいのですが、外務省としては御存じでしょう。

○内田説明員 たいへん失礼でございますが、ちよつともう一ぺん御質問の要点を伺えませんが、よろうか。

○受田委員 総理府がいま政令を出して、総理府の言う北方地域というのは引き揚げその他に關連する地域というので、択捉、国後、歯舞、色丹のほかに総理大臣が指定する地域があるといふことになっておるんだが、外務省として考へる場合に、平和条約の三条の規定に基づく千島というものの概念の中に、南千島というのはいくつもの程度から南千島というのか、これは外務省で答へられるわけだ。いま総理府は南千島、こう指摘されたわけですが、南千島というのはいくつもの外交交渉でこの地域から南を言うのかといふことをいまお尋ねしておるわけだ。

○内田説明員 まことに申しわけございませんが、私直接担当いたしておりませんので、直接責任を持つ担当部局と確めた上で後刻御通報いたしたいと思ひます。

○受田委員 わかりました。これは南千島、中千島、北千島——南千島と北千島という場合もあるようですが、これをはつきりしておかぬと、この北方領土問題を論ずるのに、あいまいもこととしてお

ては国会の論議も非常にまごつく危険があるわけだ。すかつと政府の方針をきめていたきたい。外務省からも後刻報告を願ひたい。それから総理府も、南千島というのはいくつのかをひとつ厳密にお示しを願ひたい。今後の領土問題を論ずるのに大事な資料としてひとつ御提出を願ひたいと思ひます。

それから政務次官、あなたは外務大臣の職務代行者という意味でよろうはお尋ねをさせてもらうのですが、今度の改正案の中で第十四条の南方連絡事務所が沖繩事務所となつて、日本政府沖繩事務所の職務権限がここに書いてある。その中で、第十四条の三項に「前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に關する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならぬ。」とあつて、そして第四項に、今度は総務長官の指揮監督権の行使がここに書いてある。それは第十三条にある。総理府設置法の従来の南方連絡事務所の規定をやる場合に、「当該指揮監督をするときは主任の大臣は、」とありますが、これは総務長官に当たる。それが内閣総理大臣に協議しなければならぬ。こういうふうには内閣総理大臣と協議しなければならぬといふことが始終書いてあるわけだ。これは、無断でやつてはならない、事前に協議するの、あるいは指揮監督の過程において協議するの、どちらかであつて、事後というとはあり得ぬことではないか、「するときは」といふ、その時点はどうかといふところにあるのです。つまり、外務大臣は総理大臣に許可を得て指揮監督をする、こういうことですか。許可事項ですか。この「協議」といふのは、要するに許しを受けてやるという意味ですか、どうですか。

○加藤説明員 「協議しなければならぬ。」といふのは、内容につきましてはよく總括的な監督をいたします、内閣総理大臣と内容につきまして、総

括的な事務の掌理といふことができなくなるような状態にならないようによく話し合つていけ、こういう趣旨でございます。

○受田委員 いや、いまのは、協議しなければならぬ、ではないのです。通知しなければならぬのです。協議しなければならぬではないし、協議して指揮監督するといふ意味じゃない。通知義務があることを書いてある。協議義務は書いてないのです。

○加藤説明員 私、失礼しました。前のもののはうと思ひましたので……。新しい規定のほうは、これは「通知しなければならぬ。」といふこととございまして、これは事後でもよろしい、こういうこととございまして。事後でも事前でも、できるだけすみやかに連絡をとる、こういうことです。

○受田委員 その指揮監督をするときは、事後に通知してもいい、もう事前に指揮監督をした後に通知をする、こういうことですか。「この場合において、当該指揮監督をするときは、」だから、したときじゃないのですか。「するときは」とあるから、事前に通知しなければならぬといふことじゃないのですか。そうしなければ、総理大臣だつて、指揮監督したあとでこうしたと通告したといふのでは調整はできはせぬといふことになる。

○加藤説明員 もちろん、できるだけ事前にすることが望ましいわけでございます。ただ、外交交渉でございまして、場合によれば非常に急にしなければならぬこともあろうかと思ひます。そういう場合には事後でもいいといふふうに考えています。ただ、その場合におきましても、できるだけ早く通知するのが当然のことであると思ひます。

○受田委員 そうすると、外務大臣は、原則としての身分は総理府に属しておる所長を、その直屬の上司である総理大臣に事前に相談なしにかつてにこれを使うという意味に、ここで考えていい。総理大臣といふのはつんぼさじきに置かれて、あ

とから、こうしたぞ、お前の部下をこういふ

に使った。たたく前に通告するのでなくて、びしっとたたいておいて、あとから、たたいたぞというふうなものだ。総理大臣というのは一応この問題は心得ておかねばいかぬと思うのです。これは、非常に外務大臣が独断専行をやる危険がないかという感じがする。

○加藤説明員 これは先ほどちょっと申し上げたと思いますが、協議そのものが内容的にはやはり総理大臣と十分話し合うということが前提でございまして、私はこの協議というのは外交技術的なものというふうに考えておりますので、その点につきましては十分に事後におきまして通知をするということでありまして、それほど所掌事務に影響を及ぼすということはないというふうに考えております。内容的には十分話し合いがあるというふうに考えております。

○受田委員 その十四条の第二項には沖繩事務所長の任務がはっきり書いてある。「所長は、内閣総理大臣の命を受け、所務を掌理する」。これがもう前提になっている。したがって外務大臣の指揮監督を受ける面につきまして、内閣総理大臣は外務大臣の独断専行を許すというふうな場合もあり得る規定である。それが第三項の規定であるということになるわけですね。

○加藤説明員 先ほど申し上げましたように、協議の内容は総理府の所掌事務について協議ということになりますので、独断専行というふうな状態が内容的にあるとは考えられません。やはり外交技術的な面におきまして、必ずしも内容についての関係ではなくて、外交技術的な面におきまして内閣総理大臣に協議しないので外務大臣が指揮したというようにも、その点は問題は生じないというように考えております。

○受田委員 この規定は通知義務であって、協議義務がないというところに総務長官の任務との間に差異があることを、私は一応認めるわけですが、けれども、しかしながら沖繩という特定の地域で、みな祖国の同胞である、そういう人々を扱うときに、外務大臣というものはやはり事前に通告し

て、こういうことをやろうと思いますということ、事前の通告の義務と私は判断をしたのですけれども、事後に通知してもいいということになる、もう事件が処理されたあとに、こういうふうにしなされたというのでなく、たとえば外交の機密に属したとしても、総理大臣、この問題でいまだに協議しようと思うということを事前に通告するということの意味のものでなければならぬと私は思うのです。事前通告の義務の規定だが、事後通告でもさしつかえないというふうな規定であれば、これは外務大臣として非常な重荷を背負うわけだが、内田参事官、外務省の立場でどうお考えですか。

○内田説明員 お答え申し上げます。この事務所長の行ないますのは、アメリカ政府の出兵機関との協議でございまして、アメリカ政府自体とのいわゆる外交交渉ではございせんけれども、日米関係の全面的な調整から外務大臣が指揮監督することになっておりますが、これは外交事務全般につきまして外務大臣と総理大臣との間に事前の協議というのはいりません。重要問題については御存じのとおりこれは随時、十分連絡した上で、外交政策を行なっておるのでございまして、この部分につきまして、外務大臣は重要問題につきましては総理と十分御相談の上やるといふ従来の慣行からして誤まりはないと存じます。この規定になっていて存じます。

○受田委員 そうすると、指揮監督にあたつたいたより、内閣総理大臣、私が指揮監督しますという事前通告と理解してよろしいかどうか、内田参事官。

○内田説明員 お答え申し上げます。具体的な事項につきましては、随時、できれば事前協議でございませうけれども、緊急性にかんがみましてあるいは事後の通告、事後の通報ということが形式上あるかと存じますけれども、実態的には緊密に総理大臣と外務大臣は連絡しておると存じます。

○受田委員 そうするとここは外務大臣はその旨を事前にもしくは事後に内閣総理大臣に通報しなければならぬとはつきりうたつたほうがいいん

じゃないですか。「するときは」ということがあるのですから、したときはじゃないのですから。監督したときはじゃない。「するときは」はするにあつたという意味ですから、文章からすればするときは通知しなければならぬ。いまからこの問題については沖繩事務所長をどういうふうにいたしますというのを、「するときは」というこの文章を率直に理解するときは、するにあつたって通知をしななければならぬ。もしあとからでもいいということができるならば事前にもししくは事後にもししくはうたうべきだ。法律を修正しなければならぬ。

○加藤説明員 この「するときは」というふうにいたしましたのは、先ほど内田参事官からの御説明のとおり、できるだけ協議まで至るような方法で事前に話をするということが中心でございまして、場合によれば事後になることも必ずしも不可解ではないというふうに例外的に考えているわけでございます。したがって「するときは」という規定の運用上そういうことは十分できるというふうに考えます。

○受田委員 これは大事なことなんです。法律の文章というものは非常に大事なことです。沖繩というものが対象になっている限りは事前に終始通告をするというふうには私は了解しておいたのですが、いまの事後があるということになる、ほかの国との交渉ではないのだから、外交機密というものは沖繩に限ることにはありはしないのですから、終始総理大臣に通知して協議に参加する、こういうふうなことでない、外交機密、沖繩に限る機密という名目のもとに外務大臣が独断専行してからやる。所長は外交官としておれの命令を聞けということになると、総理大臣は何ら考えることなく、総理大臣が内閣統轄の責任者でありながら外務大臣にかつてに処理されるという危険があると思う。沖繩に限る限りはそういう機密に限ることにはあり得ないことだ。総理大臣に相談していいということはない。総理大臣に相談していいというところは、総理大臣は終始外務大臣に對して、沖繩に限る限りは自分の意図を十分外務大

臣が考えて指揮監督してもらいたいと思うのだ、いまからこうしようと思うときには事前に通知して、それからそれならそういう意図でやれという指示を外務大臣に与えて、それから外務大臣が指揮監督するというふうなところへいかないと、非常に横暴な外務大臣——いまの三木さんのようなきりな人であればいいけれども、無謀なことをきめてしまつて、総理、こうしておいたといわれればそれでいいです。

○加藤説明員 これは先ほど申し上げましたように、内容につきましては内閣総理大臣、すなわち外務大臣と総務長官とは十分打ち合わせした上でやるわけでございますので、御指摘のようなことはまずないというふうに考えます。私が先ほど申し上げましたのは、外交技術的なテクニクとしての問題として考えた場合には、外務大臣が先行しても問題は生じないのではないかというふうに考えるわけですね。

○受田委員 外交上のテクニクなどが総理に通告しなくてやれるということはありません。それはもうテクニクの問題は通知して後にやれること、いまからこの問題で協議したい、いまから私が所長を指揮監督しますというのはい事前通知しなければならぬ。この文章は私はすなおに認める形にすべきだと思つたのですが、テクニクに関する場合は後でもいい、内田さん、そういうことが沖繩の場合あります。外務大臣が指揮監督しておいて、やつてきましたよといつて事後に通告するようなことがありますかね。

○内田説明員 お答え申し上げます。先ほどお答え申し上げましたように、事が重要な問題であると存じますので、外務大臣は原則として御相談すると思ひますけれども、そのことの大きさによりまして、あるいは十分事前に総理大臣とある原則的なお話をしているような場合におきましては、その具体的なものとについて、あるいは指揮をして、それからあと通報するということになるかと存じますけれども、これは沖繩問題に限らず、外交問題につきましては十分原

○受田委員 総務副長官、何の局長ですか。
○八木政府委員 自治省の局長クラスの方を起用するということで人事を進めておるわけでありま

す。
○受田委員 そうすると、沖縄の県知事の予備的な問題くらいに考えられて——これはかりにですよ。事務次官クラスの者を派遣するよりな大方針をお考えください。局長クラスだったら、従来の外務省の局長クラス、公使ささいっておらぬ。名称であるけれども、公使の名前だけだった公使であつても、公使がいままで行かれておる。そういうときに局長クラスの人を派遣されたのでは、沖縄県民は非常に嘆きますよ。それは少なくとも事務次官くらいの人を持つていく。最悪の場合でも、とにかく証官にしていくというのが私の主張だが、これはいまだでもおそくはないです。それから……そういう人事を考えていたのだというところは、沖縄県を愛するがゆえである。高等弁務官と対等の者をやらないと、アンガーはなめて、また局長クラスが来たなということになる。すらすらとした人を持つていかないと沖縄を愛することにならない。どうも簡単な事務処理の人事のように見えてしかたがない。そうじゃないですか。これはみんな与野党通じて異口同音に同感だ。いまだから人事を考え直していただかせんか。

○八木政府委員 非常に重要な人事であるということには変わりはない。そういう意味において一般の人物を差し向けるということは全く同感でございます。ただいまだと違つて、諮問委員というのが一人大使級の、しかも古参大使級の高瀬君が行つておるわけでございます。これは日米琉の一体化施策というものを進めていくというところになるわけですが、いままでの南連事務所、今度の沖縄事務所の性格は、その意味で前と少し違つていふところがあります。そういう諮問委員の仕事というものの補佐的な役割りというものと、それから在来の南連事務所の仕事というものを兼ね備えるにふさわしい、そういう人材

を起用する。それは単なる外交官だけではなくて、内政もわかる人だということで、いま私は端的に自治省の局長クラス、こう申し上げましたが、具体的人選につきましては、十分皆さんの意のあるところをひとつ長官にも話しまして、りっぱな人物を出すように努力したいと思ひます。

○受田委員 それではこの問題は、あなたは日米琉の諮問委員会を非常に高く評価されているけれども、現実に向こうは高等弁務官が沖縄を支配する現地派遣のアメリ力代表、こちらは沖縄事務所長が現に日本を代表しての日本政府沖縄事務所長ですよ。これは対等しなければならぬ。諮問委員会と系統が違ふ。諮問委員会の風下にいるのが所長ではない。——風下が所長ですか。ちよつともう一ぺん、沖縄事務所は諮問委員会の傘下に属するような事務所ではないかと思ひます。

○八木政府委員 諮問委員会とは直接には関係ないわけでございます。諮問委員会は大使級の高瀬さんが行つておるわけでございます。だから沖縄事務所のはうはまだ施政権の伴つていない日本の沖縄の代表という形で一般事務を扱うということでございますから、だから気持ちの上で対等に交渉できる、そういう人材を選べというところは全く同感でございます。そういうような人材を選ぶことに努力したいと考えております。

○受田委員 いまだから人材を考えるということですから、これで質問を終わりますが、最後に同和対策について、これは、総務副長官に一言だけ御答弁いただきたい。

アメリカでは黒人問題が非常に大きな波紋を呼んでおるわけですが、いま八木委員が指摘されたような同和対策のための特別措置というものは当然急いでやつておかれて——日本にまだそういう差別觀念があるようなことをさせておるところが現実にある。これを一挙に解決するには思い切つた大手術をやらなければいかぬ。キング師がなくなれたために、差別法が撤廃されたというアメリカのこともあるんだから、あちらさんでさえもそのくらいのことをやつてゐる。いわんや日本は色

も違わなし、全部同じなんで、ただ昔の制度の犠牲になつた人たちを、いつまでもそういうかっこうのままに置いておくんというところは許すべからざる問題だと思ひます。八木委員が指摘されたことは私も全く同感でありまして、政府においては、同和対策特別措置を急いで実施されることを希望します。御意見を承つて私の質問を終わります。

○八木政府委員 先ほど八木一男議員に対しておそれる長官からお答えがあつたと思ひますが、ただいま与野党国会対策委員長会議の議に従つて、国会対策の段階でこれの扱いについて慎重に検討いただいておるところでございます。おっしゃるとおり放任できることではございませんので、われわれといたしましてはできるだけすみやかにこれが立法措置ができるように努力いたしたいと思つております。

○受田委員 終わります。

○三池委員長 次回は、来たる十六日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時二十四分散会